

## アクロス福岡メッセージホワイエにおける企画展の実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、芸術文化の振興を目的としたアクロス福岡メッセージホワイエ（以下「メッセージホワイエ」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (利用)

第2条 利用は、芸術文化の振興を目的とした、メッセージホワイエ企画展（以下「企画展」という。）とする。

- 2 企画展は、絵画、写真、書、版画、工芸、グラフィックデザイン等の展示とし、壁面展示の可能なものとする。また、消防法に適合した範囲で展示台の設置を認める。
- 3 利用は入場無料とし、入場制限を行ってはならないものとする。
- 4 利用に際しては、営利目的の行為を行ってはならないものとする。
- 5 利用に際しては、企画展のコンセプトや意図、開催の理由や意義等、来場者へのメッセージをアクロス福岡が指定する展示スペースに掲出するものとする。

### (利用対象者)

第3条 利用の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 次の各号のいずれかを満たすもの
  - ア 市区町村地域以上の公募展に入選以上の実績があるもの
  - イ 美術館やギャラリーにおいて作品展を開催したことがあるもの
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第36号）に規定する学校及び専修学校（福岡県に所在するものに限る。）
- (3) その他公益財団アクロス福岡（以下「アクロス福岡」という。）が適当と認めるもの

### (利用期間等)

第4条 企画展の利用期間は、原則として1週間以内とし、利用できる年間の回数は、第3条の利用対象者につき、原則として1回とする。

- 2 利用時間は、原則として午前10時から午後6時までとする。

### (利用の申込み)

第5条 利用の申込みは、アクロス福岡が定めるメッセージホワイエ利用申込期間内に行うものとする。

- 2 利用の申込みは、利用申込者（以下「申込者」という。）がメッセージホワイエの利用申込書及び添付書類（以下「申込書等」という。）をアクロス福岡に提出して行うものとする。
- 3 第3条第1項第1号に該当するものについては、利用の対象であることを証明できる経歴と作品資料を併せて提出するものとする。なお、グループ展においては出展者全員が証明資料を提出するものとする。

### (利用の承認)

第6条 利用の承認については、申込書等の内容をアクロス福岡が審査し、決定するものとする。この場合において、アクロス福岡が必要と認める場合は、申込書等の内容を変更して承認することができるものとする。

- 2 アクロス福岡は、申込者に対して、第1項の審査結果を速やかに文書で通知を行うものとするものとする。

### (利用料金等)

第7条 メッセージホワイエ及び貸出備品の利用料金については無料とする。ただし、利用に際しての展示品の搬入・撤去及び看板・装飾等並びに第2条に定める展示台の手配に係る経費については、利用を承認された者（以下「利用者」という。）の負担とする。

(利用承認の取消し及び利用の中止)

第8条 アクロス福岡は、次のいずれかに該当する場合は、利用承認の取消、利用の中止又は内容の変更を命ずることができる。

- (1) 申込書等の内容に虚偽の記載があった場合
- (2) 利用形態及び展示内容が、申込書等及び利用承認の内容と著しく異なる場合
- (3) アクロス福岡等の施設管理者の指示に従わない場合
- (4) 利用形態及び展示内容が福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年福岡県条例第5号）第6条に該当する場合
- (5) その他施設の運営上、支障があると認められる場合

2 利用者は、前項各号のいずれかに該当して、利用承認の取消、利用の中止又は内容の変更を命じられたことにより、損害等が発生した場合であっても、アクロス福岡に損害賠償を求めないものとする。

(原状回復)

第9条 利用者は、利用終了後、直ちにメッセージホワイエ及び貸出備品等を原状に回復しなければならない。

(利用者の賠償責任)

第10条 利用者は、メッセージホワイエ及び貸出備品等を破損、滅失又は汚損（以下「破損等」という。）した場合は、直ちにアクロス福岡に届けなければならない。

2 前項の破損等が、利用者の故意又は重大な過失によるものである場合は、利用者は、その損害を賠償するものとする。

(アクロス福岡の賠償責任)

第11条 メッセージホワイエの利用に際し、次の各号のいずれかに該当する場合は、アクロス福岡は、その賠償の責めを負わない。

- (1) 展示品等の紛失、盗難、破損があったとき
- (2) 利用者等の責めに帰すべき事由により、利用者が損害を被ったとき
- (3) 利用者等の責めに帰すべき事由により、第三者が損害を被ったとき

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、メッセージホワイエの利用に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。